

THE
WAKSMAN
FOUNDATION
OF
JAPAN
INC.

公益財団法人 日本ワックスマン財団



Dr. Selman A. Waksman

公益財団法人 日本ワックスマン財団

〒160-8582 東京都新宿区信濃町35
慶應義塾大学病院 2号館11階
TEL 03-5363-3741 FAX 03-3351-4827

沿革・目的・事業

1. 沿革

当財団は、結核症の特効薬として知られるストレプトマイシンの発見者、米国ラトガース大学農学部教授、セルマン・エー・ワックスマン博士が、1952年12月ノーベル賞授賞式の帰途、慶應義塾大学医学部の創立者である、故北里柴三郎生誕百年祭の招聘に応じて来日され、日本各地の大学、研究所を視察し、日本微生物学界ならびに医学界の実情に接し、多くの有能なる研究者が財政的制約に阻まれていることを目撃し、経済的寄与によって、これらの学者に激励を与えようと意図され、ストレプトマイシンの日本における特許料の半分を日本の学者に贈呈しようとの申し出があり、帰国後、ラトガース大学理事会の承諾を得て、正式決定となった。それまでに寄付を受けた特許料を基本財産などに充当することにより、名誉総裁に三笠宮崇仁殿下を戴き1957年11月21日に設立されました。

現在、基本財産は3億1千900万円になっております。設立当時から続く慶應義塾大学医学部キャンパス内への当財団事務室の設置支援などの慶應義塾の支え、また多くの方々や企業からの浄財によって運営が支えられております。

その後、文部省の特定公益増進法人として認可を受け、目的を達成するための助成活動等の諸事業を推進してまいりましたが、2010年11月25日付、内閣総理大臣より公益財団法人として認定を受け、12月1日公益財団法人日本ワックスマン財団として新たにスタート致しました。

2012年3月31日三笠宮崇仁親王殿下の名誉総裁御退任、併せて4月1日より秋篠宮文仁親王殿下が名誉総裁に御就任されました。

2. 目的および事業

本財団の目的とするところは、「公益財団法人日本ワックスマン財団定款」第3条に「この法人は、微生物学及び医学に関する学術研究を援助、奨励し、わが国の学術、文化の向上発展に寄与することを目的とする。」と掲げており、この目的を達成するために、本財団では定款第4条に基づき助成事業を行っています。

運営と主な活動状況

本財団の重要事項の決定は、理事会及び評議員会の議を経て行われ、その決定のもとに理事長、常務理事が運営にあたっております。また、本財団の諸事業に要する経費は、基本財産等資産の運用収入、寄付金収入、賛助会費等から支弁されており、毎年度、以下の学術助成奨励制度及び研究論文の編纂事業に充当し、活動を展開しております。

学術助成奨励制度

財団の事業は専ら医学、農学、薬学等の領域における研究助成が中心となり、発足以来今日まで50数年間にわたり助成を行っております。

(1) 学術研究助成金

微生物学及び医学に関する研究のうち、重要と認められるものを助成の対象とする。

(2) 学術集会助成金

微生物学及び医学に関する学術集会のうち、重要と認められるものを助成の対象とする。

(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ご寄付のお願い

当財団は基本財産を有しておりますが、低金利が長期化する中で、研究助成事業等に充当できる財源は極めて限定的であり、助成事業は皆様方の毎年のご寄付と賛助会費等の浄財によっているのが実状です。皆様方のご理解とご協力を伏してお願い申し上げます。

募金趣意

近年における研究は、科学技術の進歩に伴って手法が精密化し、それに要する研究費も急速に膨大化してまいりました。この状況に応じ、当財団は創立者の意図を尊重し、科学の育成発展に努力していく所存であります。その為には先覚者の深いご理解ご援助が緊要となり、また、それによってのみ目的が実現し得るところであります。

わが国を巡る諸条件は楽観を許さないものでありますことは十分に承知いたしておりますが、かかる時期こそ有能な人材の育成が我々の責務であると信じ、今後とも助成を続ける所存であります。

つきましては、当財団の事業目的をご理解下さいまして、学術研究助成の為の寄付をお願い申し上げます。

当財団は公益財団法人であるため、寄付優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当し、寄付をした場合には税制上の優遇措置が適用されます。

賛助員制度と賛助会規定

賛助員制度

本財団では永年にわたり学術研究を奨励してまいりましたが、医学の発展にこれまで以上に寄与することが財団の責務と考え、この度、新たに賛助員制度を設けさせていただくことといたしました。

賛助員会費は、学術研究助成奨励金に充て、本事業を一層充実したいと考えていますが、そのため、より多くの方々に財団の趣旨をご理解賜り、賛助員となっていただきたいと念願しております。

賛助会規定

第1条 本財団に賛助会を置き、賛助員を以って構成する。賛助員は、本財団の事業を援助するため賛助会会費（1口年額10万円）を本財団に拠出する。

第2条 本財団理事長は、賛助員に対し、前年度の事業ならびに収支決算および本財団の運営状況を文章をもって報告しなければならない。

2 賛助員は上記の報告事項その他運営に関し、理事長に助言と勧告を行うことができる。

賛助員の特典

賛助員は本財団が行う事業の優先利用、参加費の免除もしくは割引、本財団の刊行物の配布等につき特典をうける。

概 況

設 立	財団法人日本ワックスマン財団の設立許可 1957年11月21日（文部省） 公益財団法人日本ワックスマン財団認定 2010年11月25日（内閣総理大臣） 2010年12月1日（設立登記）
資 格	公益財団法人 (寄付金に関して税制上の優遇措置が適用されます)

公益財団法人日本ワックスマン財団役員等一覧

[2023年9月13日現在]

役職	氏名	本務
名誉総裁	秋篠宮皇嗣殿下	
名誉理事長	北里 一郎	学校法人北里研究所顧問
理事長	大村 智	北里大学特別荣誉教授
代表理事	北川 雄光	慶應義塾常任理事・医学部教授
常務理事	工藤 翔二	公益財団法人結核予防会代表理事
理事	菅沼安嬉子	慶應連合三田会会長・菅沼三田診療所副院長
〃	砂塚 敏明	北里大学大村記念研究所所長
〃	福永 興壱	慶應義塾大学医学部教授
〃	三森 経世	康生会たけだ膠原病リウマチクリニック所長・京都大学名誉教授
監事	榎 史朗	生化学工業株式会社元代表取締役社長
〃	松田美紀子	慶應義塾名誉参与
評議員	西川 武二	慶應義塾大学名誉教授
〃	山西 弘一	大阪大学名誉教授
〃	庄田 隆	第一三共株式会社元代表取締役会長
〃	炭山 嘉伸	学校法人東邦大学理事長
〃	岩田 敏	公益財団法人日本感染症医薬品協会理事長
〃	本田 賢也	慶應義塾大学医学部教授
〃	長谷川直樹	慶應義塾大学医学部教授
相談役	上原 明	大正製薬ホールディングス株式会社代表取締役社長
〃	永山 治	中外製薬株式会社特別顧問・名誉会長
〃	内藤 晴夫	エーザイ株式会社代表執行役CEO
〃	佐藤 誠一	佐藤製薬株式会社代表取締役社長
〃	三輪 芳弘	興和株式会社代表取締役社長